

公益財団法人岩手県市町村振興協会市町村振興助成金交付規程

平成 24 年 4 月 1 日
規 程 第 7 号

改正 平成 30 年 5 月 11 日規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人岩手県市町村振興協会（以下「協会」という。）が、市町村が行う地域振興事業を積極的に支援するため各市町村に交付する市町村振興助成金（以下「助成金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の財源)

第 2 条 助成金の財源は、公益財団法人岩手県市町村振興協会基金をもって充てる。

(交付基準及び助成金額)

第 3 条 助成金は、年 1 回、全市町村に交付するものとする。また、助成金の額は、均等割額及び人口割額並びに特設売場設置加算金及び広報掲載加算金の合計額とし、その総額は別に定めるものとする。

(助成金の対象事業)

第 4 条 助成金をもって行うことのできる事業は、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 32 条に規定する事業とする。

(会計処理)

第 5 条 協会は、助成金について公益目的事業会計において経理するものとし、収支予算に計上するものとする。

(事業計画書の提出)

第 6 条 助成金を受ける市町村は、事業計画書を協会に提出するものとする。

(市町村の事業報告)

第 7 条 助成金の交付を受けた市町村は、その用途について別に定める事業報告書により協会に報告するものとする。

(補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人岩手県市町村振興協会の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則（平成 30 年 5 月 11 日理事会承認）

この規程は、平成 30 年 5 月 11 日から施行する。